

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」について

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間、祖父母等(直系尊属である贈与者)が子や孫等(受贈者)に対して、**教育資金**に充てるため**一括して**金銭を贈与し、当該子や孫等の名義で新たに開設された口座に預入等された場合には、**贈与税が非課税**となります。

〔制度の概要〕

非課税となる教育資金の範囲と金額	学校等(例：大学・高校等)に支払われる入学金その他の金銭 ⇒ 最大 1,500 万円 ※学校等以外の者に支払われる金銭(例：塾や習い事の月謝等)のうち一定のものについては、上記 1,500 万円の範囲内で 最大 500 万円 ※詳細は、今後、文部科学大臣が決定します
贈与者となりうる方	受贈者の直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母)
受贈者の年齢制限	30 歳未満
当初のお手続	●本非課税措置に対応した預金等の商品を取扱う銀行等で、専用口座を開設のうえ、贈与された金銭を預入等していただきます ●口座開設に先立ち、贈与者と受贈者の間で 書面により贈与契約 を締結いただく必要があります ●専用口座の開設に当たっては、受贈者から 所定の申告書(教育資金非課税申告書) を取扱金融機関に提出いただきます ※取扱金融機関以外の金融機関に預入等されても、本非課税措置の適用を受けることはできません
専用口座について	●開設可能な専用口座は、 受贈者お一人につき 1 つ です。専用口座を 1 つ開設された受贈者は、他の取扱金融機関や口座開設された金融機関における他の店舗も含め、他に専用口座は開設できません ※2 口座以上開設された場合には、1 つを除き無効となります ●受贈者が 30 歳に達した日などに専用口座は終了します
教育資金の払出し	専用口座から払出された資金を教育資金としてご利用されたことを確認するため、学校等からの 領収書 等を取扱金融機関に提出いただきます ※領収書等の提出がない払出しや教育資金目的外の払出しは課税対象となります

◇当行は、本非課税措置に対応する預金商品を取扱う準備を進めておりますが、取扱開始時期は未定です。

◇今後、法令等にもとづく具体的な要件が確定し、必要な準備が整い次第、当行の店頭やホームページ等でご案内いたします。

◇なお、現在でも、扶養義務者から被扶養者への「学資や教材費、文具費などの教育費であって、通常必要と認められる」範囲内で都度贈与を行う場合は非課税とされています^(注)。

(注)相続税法第 21 条の 3 第 1 項第 2 号、相続税基本通達 21 の 3-4~6

※このチラシは、平成 25 年度税制改正大綱等の記載を踏まえ、平成 25 年 3 月 22 日時点の情報をもとに記載しています。

今後、本非課税措置の詳細要件の確定により内容に変更があり得ます。なお、具体的な税務上の取扱いについては、お客様ご自身で税理士・税務署にご相談・ご確認ください。

